

## 預託金に関する規程

### 第1条 (目的)

この規定は公益社団法人日本カヌー連盟（以下「本連盟」という）の『定款』第2章第10条2項に定める預託金について使途、申込方法、返済方法等の必要な事項を定め本制度の円滑なる運営を図ることを目的とする。

### 第2条 (預託金の使途及び戻入)

預託金は本連盟の公益目的事業の遂行に際し当該事業予算に対する補助金及び自己負担金が入金されるまでの期間、不足する運転資金を補完するために使用される。

2 本連盟は1項に規定する使途以外の目的で預託金を使用してはならない。

3 1項の規定で使用された預託金は同一の会計年度内に預託金口座に戻入され会計年度末の預託金は使用前の金額に維持するものとする。

### 第3条 (対象者)

預託金申込み対象者は本連盟正会員及び賛助会員（以下「会員」という）とする。

### 第4条 (申し込み方法)

預託金を申し込む会員は本連盟事務局に用意する申込用紙（様式第1号）に預託金額及びその他指定事項を記入し預託金を本連盟の指定する預託金口座に振り込むものとする。

2 本連盟は預託金口座に預託金の入金を確認された次第預り証を当該会員宛に発行する。

### 第5条 (預託金額)

定款第10条2項に規定する預託金は1口50,000円以上とする。

### 第6条 (預託金の管理)

預託金は全て本連盟の預託金専用口座に入金され、預託金特別会計として管理される。

### 第7条 (預託期間及び利子)

預託期間は納入時より当該会員の本連盟からの退会時までとする。

2 預託金は無利子とする。

### 第8条 (預託金の償還)

本連盟は退会する会員からの預託金がある場合、当該会員に対しその預託金を償還しなければならない。

2 預託金の償還は当該会員の指定する会員名義の都市銀行口座又は郵貯銀行口座宛てに退会が本連盟により確認された月の翌月末日までになされるものとする。

#### 第9条（相殺）

預託金の償還に際して当該会員に会費その他の未納金があった場合には、本連盟は当該会員の未納金額部分について預託金償還金額から相殺することが出来る。

#### 第10条（譲渡禁止）

預託金及び預託金に付随する権利は当該会員の固有のものとし他人には譲渡出来ない。

#### 第11条（補則）

この規程に定めるほか必要な事項は理事会が別途定める事が出来る。

#### 第12条（改廃）

本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を要する。

（平成23年12月23日 第1回臨時総会制定）

（平成23年12月23日 施行）